

# 可決された案件 (要旨)

●：全員賛成  
▲：賛成多数

## ●福生市組織条例の一部を改正する条例

市民要望及び社会状況を踏まえ、喫緊に取り組むべき行政課題として、総合的な子育て支援組織、総合窓口、安全・安心まちづくり施策、個人住宅の質的向上及び定住化対策、新産業の創出、第4次行政改革の推進、蓄積技能の継承など八項目を掲げ、その課題解決のための組織編成及び行政の効率的運営を図るため組織の改正をするもの。

## ●福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

組織改正により課の名称が変更されることに伴い改正するもので、総務部文書職員課を総務部職員課に、福祉部健康管理課を福祉部健康課に、都市建設部都市計画課を都市建設部まちづくり計画課に改めるもの。

## ●福生市職員団体のための

## ●職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員が勤務時間中に行っている職員団体のための活動を制限するとともに用語の整理をするもので、これにより職員団体は準備行為としての会議や資料等を作成する時間は除かれるもの。

## ●福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員及び地方公務員災害補償法の一部改正に伴い通勤の範囲を改正するもので、住居と事業所を往復するケースのほか住居から第一事業所へ行き、さらに第二事業所へ移動する場合、また単身赴任者が赴任先と帰省住居先を移動する間も通勤とすることを追加するとともに、さらに「監獄」を「刑事施設」に、「等級」を「障害等級」に改めるもの。

## ●福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例

通勤の範囲の改定等のための国家公務員及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行による地方公務員災害補償法の改正に伴い、規定の整備をするもの。

## ●福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例

学校教育法の改正に伴い、「盲学校、ろう学校もしくは養護学校」を「特別支援学校」に改正するもの。

## ●福生市児童クラブ条例の一部を改正する条例

児童が勤務時間中に行っている職員団体のための活動を制限するとともに用語の整理をするもので、これにより職員団体は準備行為としての会議や資料等を作成する時間は除かれるもの。

## ●福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員及び地方公務員災害補償法の一部改正に伴い通勤の範囲を改正するもので、住居と事業所を往復するケースのほか住居から第一事業所へ行き、さらに第二事業所へ移動する場合、また単身赴任者が赴任先と帰省住居先を移動する間も通勤とすることを追加するとともに、さらに「監獄」を「刑事施設」に、「等級」を「障害等級」に改めるもの。

## ●福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例

通勤の範囲の改定等のための国家公務員及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行による地方公務員災害補償法の改正に伴い、規定の整備をするもの。

## ●福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例

学校教育法の改正に伴い、「盲学校、ろう学校もしくは養護学校」を「特別支援学校」に改正するもの。

## ●福生市児童クラブ条例の一部を改正する条例



▲児童クラブが設置される第7小学校

## ●高齡化の進展等により国民健康保険財政は圧迫され、一般会計からの繰り入れも多額になつていくことから、介護納付金課税限度額を八万円から九万円に、介護納付金課税所得割額を百分の〇・九から百分の一・〇に、被保険者均等割額を七〇〇〇円から九二〇〇円に改正するもの。

## ●福生市まちづくり景観条例

今日の都市計画では快適な都市環境を創造することに加え、都市景観の形成も重要な要素となつており、地域にふさわしい景観となるための行動を展開していくことが必要であり、福生市の景観を創造、保全、育成するための市、市民、事業者の責務を明確にし、景観の形成に必要な事項を定め、その施策に関しての基本的な方針を明らかにするもの。

## ●福生市の一般職の職員の平成一八年一二月期期末手当の支給割合を定める条例

福生市の一般職の職員に支給する平成一八年一二月期期末手当の支給割合を一〇〇分の一四〇、再任用職員は一〇〇分の八五とし、また一般職の職員の支給月数を一・四カ月と勤勉手当〇・六カ月を合わせた一・〇カ月、再任用職員は期末手当〇・八五カ月と勤勉手当〇・六

## ●福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## ●東京都後期高齢者医療広域連合の設立について

平成二〇年四月一日から七五歳以上の後期高齢者の医療制度として新たに創設されるもので、全国都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての区市町村が加入する広域連合が運用することとして設置が義務付けられ、当該連合の設立に当たっては都道府県知事の許可を得るため、規約の制定について、議会の議決を求めらるもの。

## ●東京たま広域資源循環組合規約の変更について

地方自治法の一部改正に伴い収入役が廃止され、会計管理者について規定するもので、「収入役」を「会計管理者」とし、「組合に収入役を置く」を「組合に会計管理者を置く」に改め、収入役の規定を削除するもの。

## ●福生市児童館等の指定管理者の指定について

田園児童館、武蔵野台児童館、熊川児童館の三館及び田園児童館に併設している地域会館の指定管理者を指定するもので、申請書の提出があつた四

## ●平成一八年度福生市

## ●一般会計補正予算(第三号)

主な内容は、契約差金による新庁舎建設事業費一億五八五万一千円の減額、特殊寝台等給付補助費三〇〇万円の追加、第二田園クラブ設置工事費及び備品購入費六五〇万円の追加、生活保護費扶助費等一億一五三〇万円の増、都市計画道路整備事業費(やなぎ通り)四〇九六万九千円の増、押島駅自由通路整備事業費七一〇六万四千円の減等で、歳入歳出それぞれ一億七三五万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額を二一八億二七三七万七千円とするもの。

## ●平成一八年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)

新五日市街道陸橋通りの雨水管理設工事に伴う歳入歳出の増減と、歳出の公債費で公営企業借替債の利率の確定に伴う元金利息償還費の清算をするもので、歳入歳出それぞれ一六六〇万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二二億四一七万八〇〇〇円とするもの。

## ●福生市児童館等の指定

## ●福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市の給与は東京都の給与体系を基本として支給しており、東京都人事委員会の勧告を基本として給与改定をするもので、さらに扶養手当を月額一万五五〇〇円から一万四五〇〇円に一〇〇〇円引き下げ、また地域手当を一％から一三％に一％引き上げるもの。

## ●福生市の一般職の職員の人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

人権擁護委員法の規程により井上悦子氏を推薦することに異義ない旨を答申するもの。

## ●福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## ●平成一九年三月份期末手当の支給割合を定める条例

一般職の職員に支給する平成一九年三月份期末手当の支給割合を定めるもので、一般職の職員は〇・四五カ月から公民格差解消のための調整額としての〇・〇三カ月を引いた〇・四二カ月とし、再任用職員は〇・二五カ月から〇・〇三カ月を引いた〇・二二カ月とするもの。

## ●福生市の一般職の職員の人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

人権擁護委員法の規程により井上悦子氏を推薦することに異義ない旨を答申するもの。

## ●福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例



## ●福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高齡者の医療費の増大により一般会計からの繰入金も増加しており、既に六五歳以上の第一号被保険者は三回の改正を行つてきたため、今回は四〇歳から六四歳の第二号被保険者の保険料の改定であり妥当であると考え、市税等収納向上対策本部のさらなる収納努力とPR、予防対策としての健康増進事業

## ●賛成

高齡者の医療費の増大により一般会計からの繰入金も増加しており、既に六五歳以上の第一号被保険者は三回の改正を行つてきたため、今回は四〇歳から六四歳の第二号被保険者の保険料の改定であり妥当であると考え、市税等収納向上対策本部のさらなる収納努力とPR、予防対策としての健康増進事業

## ●反対

高齡者の医療費の増大により一般会計からの繰入金も増加しており、既に六五歳以上の第一号被保険者は三回の改正を行つてきたため、今回は四〇歳から六四歳の第二号被保険者の保険料の改定であり妥当であると考え、市税等収納向上対策本部のさらなる収納努力とPR、予防対策としての健康増進事業

## ●反対

平成一五年より四年連続で国保税の値上げを実施し、そのため国保加入者の負担が増大して収納率は足踏み状態となつたため平成一九年度は医療分の値上を中止したことは当然だと思ふが、介護分も所得割額一％、均等割額三一％の大幅値上げでは医療分値上げを中止したことと矛盾するもので、市民生活に目を向け、値上げの撤回を強く要望して反対する。